

計画に位置付ける子ども子育て支援施策・事業

■教育・保育

認定区分	対象年齢	対象施設	提供区域
1号認定	3～5歳 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園	中学校区 (5区域)
2号認定	3～5歳 (保育の必要性あり)	保育園 認定こども園	
3号認定	0～2歳 (保育の必要性あり)	保育園 認定こども園 地域型保育事業	

拡充・推進する事業

- **地域型保育事業 ※3号認定関係**
少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業を、新たに市の認可事業として始め、ニーズの高い3歳未満児の保育実施量を必要に応じて増やします。
- **病児保育事業**
病児について一時的に保育できる環境を早期に整備します。
- **放課後児童クラブ**
増加が見込まれるニーズに対し、着実に適正規模のクラブの確保をはかっていきます。
- **一時預かり事業**
すべての公立幼稚園で、27年度から、在園児を対象とした一時預かりを実施します。(25年度から試行的に2園で実施)

■地域子ども・子育て支援事業(11事業)

事業名	提供区域
利用者支援	全域
地域子育て支援拠点事業	中学校区 (5区域)
妊婦健診	全域
乳児家庭全戸訪問事業	全域
養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業	全域
子育て短期支援事業	全域
ファミリー・サポート・センター事業	全域
一時預かり事業	中学校区 (5区域)
延長保育事業 (時間外保育事業)	中学校区 (5区域)
病児・病後児保育事業	全域
放課後児童クラブ	小学校区 (13区域)

※施策・事業ごとに提供区域を設定して必要な量を見込んでいます。

その他の施策

- この他にも、次の内容を計画に盛り込んでいます。
- **子育て支援のネットワークづくり**
各拠点の連携や相互に補完する仕組みづくり
 - **児童の健全育成**
児童センターや放課後子供教室等における地域住民が自ら子育て支援を実践する取り組みの充実
 - **母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進**
妊娠～出産～育児における切れ目のない支援の実施

- **子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備**
子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばす教育の実践
- **虐待防止対策の充実**
- **ひとり親家庭の自立支援の推進**
- **障がい児施策等の充実**



市ホームページのほか、次の場所でも閲覧できます。
 ● **期間** 4月1日(水)～30日(木)
 ● **場所** 市役所(1階市政情報コーナー、子育て支援課)、保健センター、雁宿ホール、市民交流センター、図書館(本館・亀崎)、各公民館

計画書を閲覧できます

答 関係機関が連携して対応する記述に加え、事務局の主体的な役割を追記します。

意 虐待等に関する親へのサポートや支援に携わる組織の明記は?

● **意見数** 3通6件
 市のご意見とそれに対する市の考え方をご紹介します。

平成26年12月～平成27年1月に、計画(案)に対する意見募集を行いました。

パブリックコメントの結果をご報告します